

産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続のQ & A集

令和3年7月28日

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

このQ & A集は、産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について、廃棄物処理法の趣旨や規定、施行通知等を踏まえ、本県の考えを示したものです。本県の所管区域以外の事業者にあつては、所管の行政機関に御確認ください。

【廃棄物処理法の手続】

Q1 産業廃棄物処理施設を更新する場合、改めて設置許可を受ける必要はないのですか。

A1 産業廃棄物処理施設を撤去し、新たに産業廃棄物処理施設を設置する、いわゆる産業廃棄物処理施設の更新については、改めて設置許可を受ける必要はありません。ただし、更新の内容によっては、変更許可が必要になる場合があります。

また、改めて設置した産業廃棄物処理施設については、県の使用前検査を受け、当初の設置許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用することはできません。

なお、更新した産業廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた産業廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断します。

Q2 同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A2 改めて設置した産業廃棄物処理施設について、県の使用前検査を受ける必要があります。

なお、更新に当たり産業廃棄物処理施設の位置を見直すなど法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴う場合には、「同一の産業廃棄物処理施設」とはみなされません。この場合、「同一ではない産業廃棄物処理施設」に更新する場合の手続が必要になりますので、**Q4**を参照してください。

Q3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合、変更許可又は軽微変更届出は必要ですか。

A3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合、法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、変更許可又は軽微変更届出の手続は必要ありません。

Q4 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A4 これまで設置していた産業廃棄物処理施設を変更することになりますので、その内容に応じて、変更許可又は軽微変更届出が必要です。現在設置している産業廃棄物処理施設と同一の施設が製造されていない場合にその後継施設に更新する場合であっても同様です。

また、変更許可又は軽微変更届出のいずれの場合にも、改めて設置した産業廃棄物処理施設について、県の使用前検査を受ける必要があります。

Q5 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合において、変更許可が必要となるのはどのような場合ですか。

A5 変更許可が必要となるのは、「処理能力（10%以上の増大）」、「産業廃棄物処理施設の位置」、「産業廃棄物処理施設の主要設備（脱水機、燃焼室、破砕機等）」、「生活環境への負荷（増大）」などを変更する場合は、

廃棄物処理法第15条の2の6第1項及び規則第12条の8を確認してください。

Q6 産業廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A6 これまで設置していた産業廃棄物処理施設の一部を変更することになりますので、その内容に応じて、変更許可又は軽微変更届出が必要になります。

Q7 産業廃棄物処理施設の更新又はその一部を交換する場合、産業廃棄物処分業の手続きは必要ですか。

A7 産業廃棄物処理施設の変更を伴う場合、その内容に応じて、産業廃棄物処分業の変更許可又は変更届出が必要になります。例えば、「処理能力の増大」は変更許可、「保管施設の変更」は変更届出が必要になります。

また、産業廃棄物処理施設の変更を伴わない場合であっても、施設の更新に合わせて「事業場の拡大」を行う場合など、産業廃棄物処分業の変更許可が必要になる場合もあります。事前に御相談ください。

【事前協議手続】

Q8 産業廃棄物処理施設の更新又はその一部を交換する場合、県の事前協議手続は必要ですか。

A8 本県では、産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、事前協議をお願いしています。

そのため、産業廃棄物処理施設の更新又はその一部の交換に当たって、変更許可が必要となる場合には、事前協議をお願いします。

ただし、以下の場合は事前協議を省略します。

- ① 現に建設されている工場等の敷地内において、当該工場等の事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら処理する目的で産業廃棄物処理施設（※）を設置しようとする場合、又は現に設置している施設を変更しようとする場合。

※ 汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設に限る。（②及び③について同じ）

- ② 現に設置している産業廃棄物処理施設を廃止した後、新たに産業廃棄物処理施設（※）を設置しようとする場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。

- ③ 産業廃棄物処理施設（※）の主要設備（脱水機、乾燥設備、油水分離設備、中和槽、破碎機）の変更をしようとする場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。